

令和5年4月11日・13日

帰還のための修繕に係る警戒区域内の立ち入りについて

1 目的

警戒区域解除による帰還のための建築物等の修繕

2 流れ

- ① 建築物の状況の確認
 ② 修繕作業（工事）の実施
 ③ ライフラインの接続確認※
- 立入届の提出（メール・FAX）をお願いします。
 （平日の立入も可能ですが、区域内の工事の
 状況によりお断りする場合があります。）

※上下水道、浄化槽、電気、ガスなどが安全に利用できるかの確認を利用者様に
 行っていただきます。

3 修繕作業（工事）が行える期間

- ・建物の状況確認は、5月中旬から行えます。
- ・修繕作業は、7月からを予定しています。

ただし、道路河川とライフラインの工事により、立入禁止・車両の通行止め等
 を行うことがありますので、ご理解願います。

4 条件

- ・立入は最小限の人数でお願いします。（ヘルメットの着用）
- ・帰還のための修繕に関する立入に限らせていただきます。
- ・着手前に施工業者による「建築物等の修繕工事（立入）着手届」の提出が必要です。他の
 工事と調整する場合がありますので、工程表等を添付してください。

5 施工業者様

- ・区域内は道路が狭く、道路河川等の工事を行っています。修繕工事の実施につきましては、
 工事関係者と調整を行ったうえで着手してください。

月	5	6	7	8	9
立入の 要領	建築物状況確認				□□□
				ライフライン確認作業	制限なし □□
	修繕作業				

提出先 メール：kikikanri@city.atami.shizuoka.jp 又は F A X：0557-86-6446

令和 年 月 日

建築物等の修繕工事(立入)着手届

熱海市長 あて

所在地
届出者 業者名
(施工業者) 代表者
電 話

災害応急対策として、建築物等の修繕等工事に着手するため、警戒区域内への立入りが必要となりましたので届け出ます。

なお、警戒区域内への立入りに関しては、下記指示事項を遵守し、事故等については、届出者の責任で処理し、熱海市に対してその損害の賠償を求めないことを確約いたします。

修繕等工事の期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで ※添付書類：工事工程表	
修繕等工事の内容	建築物等の修繕等工事	
修繕等工事の場所	伊豆山 番地	
所有者の承諾	伊豆山 番地 氏名 _____ 【連絡先】	
施工会社 (現場代理人)	氏 名	工事中の緊急連絡先
備考		

※以下は記入しないでください。

災害対策基本法第63条に基づく警戒区域内への臨時的立入については、上記着手届に記載の目的及び内容の範囲内とし、下記指示事項を付し、立入りを認めます。

令和 年 月 日

熱海市長

指示事項	受付印
1 立入に際しては以下を遵守してください。 (1) ヘルメット着用など安全を確保したうえで立ち入ること。 (2) 本書を携行し提示を求められた際は応じること。 (3) 立入場所において危険や異変があった場合は速やかに退避すること。 2 天候等により警戒区域内に危険がある場合は、立入りを中止し、退去を命じることがあります。 3 工事等に係る費用は自己負担とする。	※受付印無きものは無効

※緊急連絡先 危機管理課 0557-86-6298